平成２７年（フ）第２１４７号
大阪市旭区太子橋２丁目３番16号
債務者　中西　淑子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１５６号
大阪府高槻市沢良木町16番45―206号
債務者　野田　達昭
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１７１号
大阪市港区弁天５丁目15番８―502号
債務者　才原　貴俊
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１７２号
大阪市港区弁天５丁目15番８―502号
債務者　才原　直美
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２４８号
大阪府寝屋川市春日町29番７号
債務者　宇都宮健一
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３１２号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号、前住所大阪市東淀川区瑞光３丁目４番７号　レモンビル５Ｂ号
債務者　椎野　秀一
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３４７号
大阪市旭区清水１丁目13番20号コスモプラザ105、前住所大阪市北区樋之口町１番４―508号
債務者　浦上　衣子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３４８号
大阪府門真市舟田町43番10号
債務者　土川由紀子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３５４号
大阪市都島区都島南通１丁目16番２―103号
債務者　冨田　憲司
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５７号
函館市日吉町３丁目43番22号
債務者　中川　哲夫
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１５９号
函館市昭和４丁目35番18号
債務者　松枝　　瞳
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第９０号
千葉県成田市囲護台1149番地57
債務者　永山　真平
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第９６号
千葉県四街道市大日1628番地２　フォレストヴィラ204
債務者　横山　和秀（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１００号
千葉県白井市西白井２丁目10番地54　カーサ・プラシード204号
債務者　割田　浩介
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１０１号
千葉県富里市日吉台６丁目30番地10
債務者　森　富美子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１０８号
千葉県佐倉市井野994番地78
債務者　浅川　　智
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１０９号
千葉県佐倉市井野994番地78
債務者　浅川　房江
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１１２号
千葉県佐倉市王子台４丁目11番地９　レイクサイド王子台Ｅ―202
債務者　中谷みえ子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部